

TOPICS

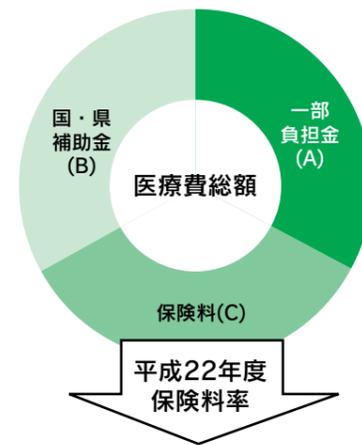
TOPICS

国民健康保険料の料率を決定します

医療機関にかかったとき、皆さんが支払う医療費は、医療費総額の3割分（年齢や所得に応じて2割分又は1割分）で、残りの7割分（8割分又は9割分）は、加入者の保険料や国や県からの補助金などによって賄われています。

高齢化が進むなか、医療の高度化などにより国保の医療費は、年々増加しており、新長浜市全体の医療費に見合う保険料収入を確保する必要があるため、今年度の保険料率を下記表のとおり決定します。

また、平成22年度は医療保険分の限度超過額が従来の47万円から50万円に、支援金分の限度超過額が従来の12万円から13万円に引き上げとなりました。介護保険分（40歳から64歳までの人）の限度超過額に関しては従来のとおりです。



■保険料率の決め方

その年の医療費などの総額を推計します。そこから皆さんが病院などで支払う一部負担金(A)と国や県からの補助金(B)などを差し引いた分が保険料(C)の必要額になります。必要な保険料を加入者に公平な負担割合で所得割・均等割・平等割に振り分けて料率を決定します。

■1世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数と料率を掛け、平等割を加算することにより世帯の保険料額が決まります。介護分は40歳から64歳までの人のみが納めます。

平成22年度 保険料率	医 療 分		支 援 分	介 護 分
	右の区域以外	浅井支所区域	共 通	共 通
所 得 割	7.00%	6.70%	2.50%	1.90%
均 等 割	22,100円	22,000円	7,700円	8,800円
平 等 割	18,500円	18,400円	6,100円	5,000円
賦課限度額	500,000円		130,000円	100,000円

※市町合併の特例により、平成22年4月1日現在、浅井支所区域に住所があった人は、医療分の保険料率が異なります。(平成23年度から統一の料率になります。)

国民健康保険料の軽減について
一定の所得以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減（7割・5割・2割軽減）していただきます。軽減は、前年の所得をもとに判定をしており、申告をされていない場合、所得が不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

国民健康保険料の納付について
国民健康保険料は、年度単位（4月～翌年3月）に計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付していただきます。また、一部の人は、公的年金から保険料を納付していただきます。納付方法につきましては6月中旬に発送します納付通知書に記載します。

納付書は世帯主あてに
国民健康保険料は、世帯ごとに計算し、納付義務者は、世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

問 保険医療課 (☎65-6512)
各支所福祉生活課 (☎65-6508)

失業した人へ！

国保保険料が軽減されます

平成22年4月から、倒産・リストラなどで離職された人の経済的負担軽減を図るため、届出により国民健康保険料が軽減されます。軽減を受けた人の世帯は、高額療養費の自己負担限度額が低くなる場合があります。

【対象者】

離職の日時点で65歳未満であり、雇用保険の「特定受給資格者」（倒産・解雇などの事業主都合により離職）および「特定理由離職者」（雇い止めなどにより離職）に該当する人。

【軽減額】

保険料の算定および軽減の判定に用いる前年の給与所得金額を30/100とみなして算定します。

【軽減期間】

離職日の翌日に属する月から翌年度末までの期間です。なお、平成21年3月31日以降に離職された人は、平成22年度に限り保険料が軽減されます。

【届出書について】

軽減を受けるには、届出が必要です。届出の添付書類として、「雇用保険受給資格者証の写し」、「国民健康保険被保険者証の写し」が必要です。税務課または、各支所福祉生活課へご持参ください。

問 税務課 (☎65-6508)
保険医療課 (☎65-6512)

平成22年度から、合併により介護保険料が統一されます

介護保険料の見直しは、1期（3年）ごとに全国一斉に行われ、65歳以上の人の介護保険料は自治体ごとに決定されます。

この介護保険料の基準月額、3年間に必要な介護サービス利用見込み額を計算し、その内65歳以上の人の負担分をその人口で割り戻して算出しています。

このたびの1市6町合併に伴い、平成21年度まで旧1市6町でそれぞれ決定していた介護保険料は、平成22年度から長浜市の介護保険料に統一されることとなり、**基準月額は4,324円**となります。

高齢者の人が安心して暮らせるまちとなるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【1市6町合併に伴う介護保険料基準額の増減】

	年 額			月 額		
	平成21年度	平成22年度	比較	平成21年度	平成22年度	比較
旧長浜市	51,880円	51,880円	0円	4,324円	4,324円	0円
旧虎姫町	54,480円		-2,600円	4,540円		-216円
旧湖北町	50,700円		1,180円	4,225円		99円
旧高月町	48,000円		3,880円	4,000円		324円
旧木之本町	52,440円		-560円	4,370円		-46円
旧余呉町	39,600円		12,280円	3,300円		1,024円
旧西浅井町	46,800円		5,080円	3,900円		424円

【介護保険料の納め方】

保険料の納め方には、納付書による納付（普通徴収）と、年金からの天引き（特別徴収）の2通りがあります。いずれの方法かは年金の受給額などで決まります。

	普通徴収	特別徴収
対象者	・老齢（退職）年金が月額18万円未満の人 ・年度の途中で65歳に到達された人 ・他市町村から転入された人 ・所得段階が変更となった人 など	老齢（退職）等年金が月額18万円以上の人
納め方	6月から翌年3月までの10か月間で、納付書または口座振替で納めていただきます。（納付日が合併前と変更となる湖北・余呉の人は、ご注意ください。）	偶数月に支払われる老齢（退職）等年金から、2か月分の介護保険料が天引きされます。

※介護保険料は、本人および世帯員の所得等に応じて、6段階の区分で負担していただきます。各段階の保険料額は、基準額に保険料率を乗じて算出しています。

問 高齢福祉介護課介護保険グループ (☎65-7789) または各支所福祉生活課